

神奈川県による指定市町村事務受託法人の指定について

介護保険法の規定に基づき、神奈川県が次の法人を指定市町村事務受託法人として指定した旨の通知がありましたのでご報告いたします。

指定の内容

申請者	株式会社アール・ツーエス 福岡県福岡市南区井尻4丁目2-1 関ビル1F 代表取締役 森 慎吾
指定年月日	令和7年3月1日
事業所名称	かながわ認定調査センター
事業所の所在地	藤沢市鵜沼石上1丁目2-10-802
受託事務の種類	介護保険法第24条の2第1項 第2号に規定する要介護認定調査事務
居宅サービス等の 提供の有無	無

なお、同法人との委託料額および委託件数見込みについては次のとおりです。

委託料	1件当たり 8,800 円（税込）
委託件数見込み	1月当たり 400 件程度

【参考】

指定市町村事務受託法人とは、介護保険法第24条の2第1項の規定に基づき、保険者（市町村）から委託を受けて保険者事務（要介護認定調査事務や照会等の事務）の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人のことです。